

平成 22 年 01 月 04 日

組 合 員 各 位

三重南紀農業協同組合  
代表理事組合長 山本 範光

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成 21 年 12 月 25 日第 8 回理事会において議決しましたので、定款第 61 条第 2 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、三重県知事の承認を受け、効力が生じることとなります。

#### 記

1 . 変更内容

平成 22 年 4 月 1 日の保険法施行に伴い、共済規程の一部を変更する。

2 . 実施時期

平成 22 年 4 月 1 日

以 上